

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-3
処分の種類	第1種動物取扱業に対する勧告に係る措置の命令			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項			
処分の概要	第1種動物取扱業に対する勧告に係る措置の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項 (勧告及び命令) 第23条 都道府県知事は、第1種取扱業者が第21条第1項又は第2項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。 2 都道府県知事は、第1種動物取扱業者が第21条の4若しくは第22条第3項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第22条の5の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 3 都道府県知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			